

第5章

コートディヴォワール内戦における和平合意（資料）

佐藤 章

要約：

本資料は、コートディヴォワール研究、アフリカ政治研究、紛争研究、平和構築研究などへの貢献を念頭に置き、2002年9月に勃発し、現在に至るまで解決に至っていないコートディヴォワール内戦の和平プロセスにおいて締結された8つの和平合意文書を、全文本邦語訳したものである。8つの合意文書の存在が間接的に示すように、コートディヴォワール内戦の和平プロセスは膠着が続いてきているが、まずこの膠着が意味するところについて全般的な解説を記した後、それぞれの合意文書について、締結・成立に至る経緯、内容、意義を簡単に記した解題を付した。

キーワード：

コートディヴォワール内戦 和平合意

はじめに

本資料は、2002年9月に勃発し、現在に至るまで解決に至っていないコートディヴォワール内戦の和平プロセスにおいて締結された和平合意文書をまとめたものである。紛争当事者ならびに政治勢力間の会合で締結された6つの合意文書（ロメ合意、マルクーシ合意、アクラⅡ～Ⅲ合意、プレトリアⅠ

～II 合意) と、コートディヴォワール政府が仲介国との首脳会談で約した 2 つの文書 (アクラ I 合意とクレベール声明) を全文日本語訳し、それぞれの文書の締結・成立に至る経緯、内容、意義を簡単に記した解題を付した。本資料は、コートディヴォワール研究、アフリカ政治研究はもとより、紛争研究や平和構築に関心を持つ読者にとっても事例の提供として大きな意義を持つものである。また、現在までの経緯を確認しておくことは、未だ確定していない内戦和平の今後を展望する際に大きな助けとなる。

1. 和平プロセスの停滞が意味するもの

コートディヴォワール内戦の経緯、反乱軍の性格、コートディヴォワール政治史における意味などについては既に別稿で詳細に論じた (佐藤 [2003], [2005], [2006a]) のでここでは繰り返さない。ごく簡単に概要のみを記しておけば、2002 年 9 月 19 日に武装蜂起した「コートディヴォワール愛国戦線 (Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPCCI)」と、後を追って蜂起した MPCCI の遊撃隊である「正義平和運動 (Mouvement pour la justice et la paix: MJP)」と「全西部イヴォワール人民運動 (Mouvement populaire ivoirien du Grand ouest: MPIGO)」が、ロラン・バボ (Laurent Gbagbo) 大統領が率いる政権側と対峙する構図である。反乱軍は軍事政権期 (1999 年 12 月～2000 年 10 月) 期の混乱の中で国外逃亡したコートディヴォワール国軍の精鋭下士官 (Forces armées nationales de Côte d'Ivoire: FANCI) を中核とし、これに周辺諸国出身の傭兵やコートディヴォワール国軍から加わった兵士、蜂起後に合流した民間人などを加えた、総勢 1000 人程度の軍勢である。中核にいる精鋭下士官らは、軍事政権期に R・ゲイ (Robert Guéi) 軍事政権首班の側近として重用された後、ゲイ暗殺に失敗して国外に逃亡した人物たちである。この勢力の一部は内戦に先立つ 2001 年 1 月にもクーデタ未遂事件を起こしている。反乱軍側の公式見解に民族主義、分離独立、革命といった思想的な性格がほとんど伺えないことから見ても、この蜂起は、国家権力へのアクセスを狙っ

たクーデタ計画と見なすのが最も適当である。

この内戦では、勃発後わずか1ヵ月で休戦協定が締結され、4ヵ月後の2003年1月には紛争解決に向けた関係各勢力間の基本合意である「マルクーシ合意」(Accords de Linas-Marcoussis)が確立されるなど、1990年代以降にサハラ以南アフリカ(以下アフリカ)で勃発した他の内戦と比較して、初期段階では比較的迅速に和平プロセスが進展した。しかし、その後、和平プロセスは膠着状態に陥ってしまった。当初予定されていた2005年10月、さらに期限が1年延長された2006年10月にはいずれも選挙を実施することができなかった。現在は、さらに期限が1年延長され、2007年10月の選挙実施が目指されているが、展望は今なお不透明である。

コートディヴォワールの和平プロセスが進展していない最大の理由は、L・バボ(Laurent Gbagbo)大統領が率いるイヴォワール人民戦線(Front populaire ivoirien: FPI)政府が、和平合意の基本文書であるマルクーシ合意の履行に執拗に抵抗していることにある。その理由を一口で言えば、マルクーシ合意が履行されれば選挙に敗北する可能性が高いという警戒感にある。マルクーシ合意は、内戦からの永続的脱却に必要な多岐にわたる政策プログラムを含む(合意本体部分と同等の価値を持つ『付属議定書』に明記されている)ものであるが、その中に、大統領への被選挙権に関わる条件についての定めがある。詳細は同付属議定書の解題(以下の2.4節)のところで後述するが、この点を受諾した場合、1990年代半ばから歴代政権がこぞって排除してきたA・D・ワタラ(Alassane Dramane Ouattara)元首相という有力政治家が大統領選挙に出馬する道が開ける。もしそうなった場合、ワタラ以外の候補者——もちろんバボ現大統領も——が選挙で苦戦する公算が高いという背景がある(この点については、佐藤[2005], [2006a]を参照)。

むろんバボ政権は、和平プロセスにおいて表だって、大統領の被選挙権に関する点を問題視しているわけではない。バボ政権は、複数の和平合意が締結されていることに端的に表れているように、国際的な和平会談では和平に対する前向きな姿勢を常に表明している。しかし、締結後に、様々な条件や

論点を出して履行を拒むということが続いている。したがって、コートディヴォワールにおける和平プロセスの停滞は、バボ政権が、自らに不利な合意の履行を防ぐための政治的駆け引きの帰結だと言える。

ただ、ここにはまた、和平交渉につきまとうある根源的な問題が孕まれていると言ってよい。「内戦は早期に解決されるべきである」というのは、広く共有された国際規範である。内戦の遂行に固執するバボ政権に対しては、国連決議に基づく制裁も実施されている（後述の3.8節参照）。また、バボ政権にとっても、単独では反乱軍に対抗できず、多国籍軍の展開によってかろうじて自らの権力の座を維持している状態である。つまりバボ政権は、道義と武力の双方において、仲介者に反駁することができない。政権は、しばらくの間仲介者の介入を拒否したり、介入策を遅らせることはできるが、究極的には一切の関与を排するまでには至らない。一切の関与を排すれば、政権の存立基盤は危機に晒されるからである。したがって、反仲介者戦略は究極的には不可能である。

しかし、仲介者の意向を受諾するまでの時間を引き延ばすことは可能なようである。それは国家主権を前にして、仲介者の介入権限に限界があるからである。とくにコートディヴォワール内戦の場合は、反乱軍の行為は「非憲法的手段による権力掌握の試み」と断罪されており、選挙で選出されたバボ政権に正統性が存すること、また、コートディヴォワール憲法が尊重されることが、仲介者からも確認されている（とりわけ後述するアクラ I 合意に端的に表明されている）。

つまりここには、政権にとっては、仲介を完全に拒否はできないが、完全に介入されもしないという状況が生じている。仲介者は様々な圧力を行使して、和平の早期実現を訴えることができるが、それを強制することはできず、最終的決断は和平の当事者の意志に委ねられているのである。

以下に訳出した和平合意文書は、和平プロセスに対するバボ政権の抵抗をいかに封じ込め和平に向けて導いていくかという仲介者の取り組みと、和平仲介につきまとう以上に述べたアポリアの様相をまざまざと伝えていると言

えるだろう。

2. 訳出にあたっての注記

本稿で訳出した和平合意は次の通りである（表1参照）。

表1 コートディヴォワール内戦に関する和平合意

締結日	通称	正式名称	入手元
2002.9.29	アクラ I 合意	アクラ合意 (Accords d'Accra)	CI
2002.11.1	ロメ合意	ロメ合意 (Accords de Lomé)	CI
2003.1.24	マルクーシ合意	リナ・マルクーシ合意 (Accords de Linas-Marcoussis)	CI; ISS
2003.1.26	クレベール声明	首脳会談の結論 (Conclusions de la conférence des chefs d'Etat)	AFP
2003.3.7	アクラ II 合意	コートディヴォワール危機に関するアクラ第2合意 (Accord Accra II sur la crise en Côte d'Ivoire)	CI; ISS
2004.7.30	アクラ III 合意	コートディヴォワールに関するアクラ第3合意 (Accord d'Accra III sur la Côte d'Ivoire)	CI; ISS
2005.4.6	プレトリア I 合意	コートディヴォワール和平に関するプレトリア合意 (Accord de Pretoria sur le processus de paix en Côte d'Ivoire)	CI; ISS
2005.6.29	プレトリア II 合意	コートディヴォワール和平に関するプレトリア合意の履行についての宣言 (Declaration on the Implementation of The Pretoria Agreement on the Peace Process in the Cote d'Ivoire)	ISS

(注)「入手元」の略号はそれぞれ次を意味する。

CI: コートディヴォワール大統領府ホームページ (<http://www.presidence.ci>)

ISS: アフリカ安全保障研究所ホームページ (<http://www.issafrika.org>)

AFP: フランス通信での報道

(出所) 各合意文書原典に基づき筆者作成。

合意文書の原典は、AFPでの報道、コートディヴォワール大統領府のホームページ、アフリカ安全保障研究所（Institute for Security Studies）のホームページから入手した（ホームページアドレスは上表の注に記載した）。訳出はプレトリア II 合意以外はすべてフランス語版から、プレトリア II 合意は英語版から行った。合意文書原典には、文書作成上のミスとおぼしき箇所が散見される（不自然な改行、ピリオドとコンマの混同、段落番号の重複など）が、訳出に際して訳者の判断で改めた。

訳文の作成にあたっては、煩雑になるため人名の原語表記は行わなかった。丸カッコ内は、基本的に、理解を助けるために訳者が付したもので、鍵となる概念の原語と組織略号を記している。1カ所だけ、原文にある丸カッコを訳出した箇所がある（アクラ I 合意の第 7、13 段落、マルクーシ合意の付属議定書の第 I 項）。頻出する組織・政党等の略号についてのみ、よく知られたものを除いて以下にまとめて原語を記す（表 2 参照）。

また、解題・訳出に際しては、便宜のためマルクーシ合意本文と付属議定書は分けて、別個に記した。

表 2 合意文書に登場する組織・政党等略号の日本語訳と原語

略号	日本語訳	原語
AU	アフリカ連合	African Union
CEI	独立選挙管理委員会	Commission électorale indépendante
CNDDR	武装解除・動員解除・再統合全国委員会	Commission nationale de désarmement, démobilisation et réinsertion
ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体	Economic Community of West African States
FANCI	コートディヴォワール国軍	Forces armées nationales de Côte d'Ivoire
FAFN	新勢力軍	Forces armées des Forces nouvelles
FPI	イヴォワール人民戦線	Front populaire ivoirien
MFA	未来の力運動	Mouvement de force d'avenir

MJP	正義平和運動	Mouvement pour la justice et la paix
MPCI	コートディヴォワール 愛国戦線	Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire
MPIGO	全西部イヴォワール人 民運動	Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest
OIF	フランコフォニー国際 組織	Organisation internationale de la Francophonie
ONUCI	国連コートディヴォワ ール活動	Opération des Nations Unies en Côte d'Ivoire
PDCI (-RDA)	コートディヴォワール 民主党 (・アフリカ民 主連合)	Parti démocratique de Côte d'Ivoire (Rassemblement démocratique africain)
PESC	ヨーロッパ連合外交・ 安全保障共通政策	Politique étrangère et de sécurité commune
PIT	コートディヴォワール 労働者党	Parti ivoirien des travailleurs
RDR	共和連合	Rassemblement des républicains
RTI	国営ラジオ・テレビ局	Radio télévision ivoirienne
UDCY	民主・市民同盟	Union démocratique et citoyenne
UDPCI	コートディヴォワール 民主主義平和同盟	Union pour la démocratie et la paix en Côte d'Ivoire

(出所) 各合意文書原典に基づき筆者作成。

3. 合意文書ごとの解題

3.1. アクラ I 合意 (2002年9月29日 ECOWAS 臨時首脳会談)

内戦発生から10日後の2002年9月29日に、ガーナの首都アクラ (Accra) で開催された、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 臨時首脳会談での共同コミュニケである。後に、同じアクラでの交渉によって複数の合意文書が登場したことから、このコミュニケは遡及的に「アクラ I 合意」と称されるようになった。コートディヴォワール内戦に関する ECOWAS レベルでの基本的認識を確認した文書である。

この文書は、会談の趣旨・参加者・議事 (第1～5段落) に続き、紛争に対する非難と遺憾表明 (第6段落)、コートディヴォワール危機に関する

ECOWAS の対応方針（第 7～8、10 段落）、反乱軍への呼びかけ（第 9 段落）、コートディヴォワール国民への呼びかけ（第 11 段落）、ECOWAS 加盟国に対する呼びかけ（第 12～16 段落）、紛争の犠牲者への弔意・見舞いの言葉（第 17 段落）、アフリカ連合への呼びかけ（第 18 段落）、国際社会への呼びかけ（第 19 段落）、開催地ガーナへの謝辞（第 20 段落）から成る。

これ以後の和平交渉にとって重要な点は、非憲法的手段による政権の奪取を認めないとする立場を確認した第 7 段落である。この点がなぜ重要かと言えば、このアクラ I 合意を踏まえて、バボ政権は、自らが民主的に選出された政権であることとコートディヴォワール憲法が内戦下でももっとも重要な依拠すべき文書であるとの見解に固執するようになったからである。内戦和平に関しては、反乱軍と政府側が対等な交渉相手として会議に臨み、一定の合意に至るという道筋がとられることがしばしばある。しかし、コートディヴォワールでは、この最初の ECOWAS 首脳会談によって、その道筋をとらないことで、少なくとも西アフリカ域内では、合意が確立されたからである。これは、もっとも重要な和平合意文書である「マルクーシ合意」（2003 年 1 月締結。後述）の性格に大きな影響を与えたといつてよい。

また、第 8 段落に基づいて、この後、ECOWAS の仲介が精力的に進められることとなった。まず「ハイレベル接触グループ」の最初の活動のイニシアチブは A・ウッド（Abdoulaye Wade）セネガル大統領が取り、その成果として 2002 年 10 月 17 日にコートディヴォワール愛国戦線（MPCI）とコートディヴォワール政府の間に休戦協定が結ばれた。これを受けて、兵力引き離しに当たるフランス軍の展開が可能になった。続いて、G・エヤデマ（Gnassingbé Eyadéma）トーゴ大統領がイニシアチブをとり、反乱軍と政府代表者の間の直接交渉がトーゴの首都ロメ（Lomé）で展開されることになる（その成果の一部が、後述するロメ合意である）。1990 年代にアフリカで紛争が多発する中で、「アフリカ域内での解決」が模索されてきたが、以上の動きからは、この方針がコートディヴォワール内戦に関してはかなり迅速に展開された様子を読み取ることができる。

なお、加盟国間の不和を煽動しないようにというプレスへの勧告（第 16 段落）は、具体的には、バボ政権を支持する新聞によって展開された、B・コンパオレ（Blaise Compaoré）ブルキナファソ大統領に対する誹謗を念頭に置いたものである。コートディヴォワールの反乱軍は、ブルキナファソを拠点にして、兵站や兵隊の募集などの活動を行ったことが既にこの時点までに指摘されていた。バボ政権の支持者は、「バボの失脚を望むコンパオレが、このような活動を意図的に放置、さらには一定の便宜を供与した」との考えを持ち、ブルキナファソを批判していた。

3.2. ロメ合意（2002年11月1日、ロメでのコートディヴォワール政府代表と MPCCI の和平交渉）

ECOWAS のハイレベル接触グループの仲介の第 2 段階として、エヤデマ・トーゴ大統領のイニシアチブで進められた和平交渉の結果がこの合意である。政府と MPCCI という紛争当事者が、内戦開始からわずか 40 日あまりで、同じ交渉のテーブルについたことは、アフリカの紛争としては異例とも言えるスピードであった。しかし、ここでは、捕虜の扱いに関する原則（第 1 段落）、解放を担当する「民間人・軍人戦争捕虜解放担当評議会」の設置と機能（第 2～3 段落）についての合意に到達したのみであった。

コートディヴォワール政府側の代表として交渉に臨んだロラン・ドナ・フォロゴ（Laurent Dona Fologo）は、旧単独政党であるコートディヴォワール民主党（PDCI）の有力幹部で、当時は経済社会委員会（Conseil économique et social: CES）委員長を務めていた人物である。CES は、政府と国民議会から独立した国権の第 3 の機関であり、双方に対してもっぱら諮問的な役割を担う。ただ、実質的には名誉職的な性格が強いことは否めず、バボ政権側がこの交渉を軽視していたことを物語っている。

結局、エヤデマ仲介は不調に終わり、ECOWAS 仲介の限界が露呈された。この後、ECOWAS は 12 月の末にも臨時首脳会談を開催するが、早期の和平実現について勧告がなされたのみで、実質的な進展は乏しかった。これが次

のフランスによる仲介への流れを作ることになる。

MPCI 側の代表者であるギョーム・ソロ (Guillaume Soro) は、蜂起から 2 週間ほど後になって、MPCI の「幹事長」として登場してきた人物である。ソロは、元コートディヴォワール学生生徒連盟 (Fédération estudiantine et scolaire de Côte d'Ivoire: FESCI) の議長を務めた人物で、軍人ではない。そもそも反乱軍は蜂起当初は組織名を名乗っておらず、MPCI という名称も数日後から主張されるようになったものである。この経緯から、この反乱がまずクーデターとして計画され、それが失敗に終わって和平交渉が開始されることになってから政治部門が整備されていったという流れが読み取れる。

3.3. リナ・マルクーシ合意 (2003 年 1 月 24 日 リナ・マルクーシ円卓会議)

2002 年 12 月末の ECOWAS 仲介が不調に終わったのを受け、フランスが和平仲介に乗り出した。フランスは、2003 年 1 月初めに、2002 年 11 月末に新たに挙兵した反乱軍 2 派——全西部イヴォワール人民運動 (MPIGO) と正義平和運動 (MJP) ——とも休戦の合意を取り付け、それを受けて、2003 年 1 月 15 日から一連の和平会談を開始した。

和平会談は、①反乱軍 3 派を含むコートディヴォワールの全政治勢力が 1 月 15 日から 24 日にかけてパリ近郊のリナ・マルクーシ (Linac-Marcoussis) で円卓会議を行い、合意の確立を目指す、②1 月 25～26 日に、パリで、仲介役のフランスの J・シラク (Jacques Chirac) 大統領、支援に当たる国連の K・アナン (Kofi Annan) 事務総長とアフリカ連合議長の T・ムベキ (Thabo Mbeki) 南アフリカ大統領、コートディヴォワールのバボ大統領らが参加する首脳会談が開催され、円卓会議の合意を承認し、実施に当たる、という 2 段階で計画された。「リナ・マルクーシ合意」は、このうち①の成果として出された合意である。「マルクーシ合意」と略称されることが多く、本稿でも既に使ってきたように、この表現で統一する。

この 2 段階方式は、既にアクラ I 合意に由来する制約条件を受けて採用された方式であった。アクラ I 合意では、バボ政権の合法性 (民主的に選出さ

れたこと)ならびにコートディヴォワール憲法の尊重という原則が確認されていたため、憲法を上回る効力を持つ——いわば超法規措置的な——和平合意を締結するというオプションが、実質的に排除されていた。マルクーシでの円卓会議に、コートディヴォワール政府の代表者が参加しなかったのもこのためである。

同合意は、参加メンバーと議事(第1段落)、敵対停止と政治犯の釈放(第2段落)、「国民和解政府」の設立(第3段落)、合意のフォローアップ委員会の設立(第4段落)、仲介者に対する安全確保の要請(第5段落)、フランスへの謝辞(第6段落)から成る。第2段落はこれまでのECOWAS仲介の成果の確認である。

最も重要なのは、移行期の制度のあり方について定めた第3段落である。そこでは、内戦終結までの移行期間の執政府として、全勢力が一致して推す「全会一致による首相(Premier ministre de consensus)」が率い、反乱軍を含むすべての政治勢力によって構成される「国民和解政府(Gouvernement de réconciliation nationale)」を設立すること(a、c～e)とされた。さらに、「国民和解政府」が取り組むべき課題として、選挙実施(b)、軍隊・治安部隊の再建(f)、武装解除(g)、治安維持(f)、捕虜の解放・恩赦(i)といった任務が明記された。併せて実施すべき政策プログラムは付属議定書(後述)に列挙されており、これらに関する立法措置を実現するために、政党に対する協力も勧告されている(e)。また、コートディヴォワール政府が、ECOWAS、フランス、国連が派遣する部隊の助力を得ることも明記されている(h)。

3.4. リナ・マルクーシ合意 付録 和解政府のプログラム(2003年1月24日 リナ・マルクーシ円卓会議)

マルクーシ合意の付属議定書(Annexe)は、合意の本文と同等の価値を持つ(合意本文第1条第2段落)。内戦からの恒久的な脱却のために必要な政治課題が、大きく8つの大項目の元に掲げられているが、とりわけ重要なのはI、III、IVの各項である。これらはいずれも1990年代以降のコートディヴォ

ワール国内の政争と結びついて、社会的にも蔓延した排外主義の克服を念頭においた内容である。

コートディヴォワールの排外主義については別稿（佐藤[2006a], [2006b]）で詳細に論じているのでここでは繰り返さない。要点のみを記せば、①1990年代半ば以降の3代の政権——H・K・ベディエ（Henri Konan Bédié）大統領、R・ゲイ（Robert Guéi）軍事政権首班、バボ大統領——は一致して、野党共和連合（Rassemblement des républicains: RDR）党首であるワタラ元首相が大統領選挙に出馬するのを阻止しようとしてきた、②その一環として、ブルキナファソ系とされていたワタラには満たしようがない国籍上の条件を選挙法と憲法に盛り込んだ、③これと併せて、このような法の制定を正当化するために排外主義的な思想を自ら宣伝したり、支持者や支配下のプレスが宣伝するのを放置したりした、④1990年代末から農村部、都市部を問わず、近隣諸国からの外国人移民やワタラ支持者が多いとされる北部出身者に対する差別的な暴力事件が頻発するようになった、ということである。

付属議定書第Ⅲ項の「大統領の被選挙権」は、上記の②に関わる。ワタラを大統領選挙から排除する条文は、「父と母が生まれながらのコートディヴォワール国民である、生まれながらのコートディヴォワール国民」という内容で、これは現在第2共和制憲法第35条に明記されている。ワタラは母が出生後にコートディヴォワール国民を取得したとされるのでこれに抵触する。付属議定書は、現行の条文の「父と母が」を「父か母が」に変えるべきだとの内容を含んでいる。これが実現された場合、ワタラの立候補が可能となる。つまり、マルクーシ合意は、ワタラの大統領職からの排除が、コートディヴォワール内戦の背景にあることを認め、その政治的裁定を求める内容となっている。

付属議定書第Ⅰ項は、政権によるワタラ弾圧の一環として盛んに行われた、行政当局や治安部隊による在留外国人に対するハラスメントの解消を求める内容である。ワタラは来るべき選挙に備えて、偽造した国民身分証を大量に配布し、自らの支持者を水増ししようと試みたとされる。2000年に成立した

バボ政権が、国民身分証の一斉切り替えに着手したのもこれが背景にあったとされるが真偽は不明である。ただこの結果、身分証を提示しての官公庁での諸手続きや路上の検問などにおいて、北部系とみなされる名前を持った人物が国民身分証に偽造の嫌疑をかけられたり、身分証を破り捨てられたりする事件が頻発した。付属議定書第 I 項は、こういった問題の永続的な解決のための諸措置を提言している。

付属議定書第 IV 項は、1998 年に施行された新土地法について、一定の経過措置を設けるべきだとする内容である。コートディヴォワールは独立以来、新規農園の開墾によるコーヒー・ココアの増産政策を採ってきた。この方針に沿って政府は、国内のすべての土地に対する上級所有権を保持しながらも、未開地を新規に開墾した者に土地所有を認める法律を施行してきた。コートディヴォワールは、独立後まもなく世界有数のココア生産国として成長を遂げるが、それには、近隣諸国からの入植目的の移民が大きく貢献しており、これらの移民には土地の相続権も認められていた。ところが、1998 年の土地法改正によって、コートディヴォワール領土内の土地は、コートディヴォワール国民しか所有できないとする法律が施行されたのである。これが 1990 年代半ば以降の排外主義的な雰囲気とも結びついて、農村部におけるコートディヴォワール国民と外国人入植者との紛争を誘発したとされる。付属議定書第 IV 項は、この問題への対応を求めている。

3.5.クレベール声明 (2003 年 1 月 25 日 コートディヴォワール危機に関する パリ首脳会談)

マルクーシ合意の締結を受けて、その翌日からパリで、シラク・フランス大統領、アナン国連事務総長、ムベキ・南アフリカ大統領・アフリカ連合議長の共同議長のもと、首脳会談が開催された。その目的は、コートディヴォワール和平に関するフランス、国連、アフリカ連合という主要な関与主体が、関係国・機関の代表者の臨席のもと、マルクーシ合意を和平の基本文書として承認することにあつた。同時にこの首脳会談には、バボ大統領も参加し、

マルクーシ円卓会議に参加していなかったコートディヴォワール政府としてもマルクーシ合意の承認を行うことが目的であった。ここに訳出したのは、この首脳会談終了時に示された共同声明である。

声明は、参加者と議事（第 1～3 段落）、マルクーシ円卓会議への謝辞（第 4 段落）、ECOWAS・アフリカ連合・国連への謝辞（第 5 段落）、首脳会談としてのマルクーシ合意の承認（第 6 段落）、マルクーシ合意を受けた国民和解政府の設立と「全会一致の首相」を指名するバボ大統領の宣言とその承認（第 7 段落）、マルクーシ合意の履行に関する国民和解政府とコートディヴォワール国民議会への呼びかけ（第 8 段落）、マルクーシ合意で謳われたフォローアップ委員会の設立と構成（第 9～11 段落）、人権状況の改善に関する国民和解政府と人権高等弁務官への呼びかけ（第 12 段落）、軍隊派遣を承認する見解の表明（第 13 段落）、国連が果たす役割への期待の表明（第 14 段落）、監視団派遣を求める国連安保理への呼びかけ（第 15 段落）、軍隊派遣に関する国民和解政府への呼びかけ（第 16 段落）、近隣諸国への呼びかけ（第 17 段落）、人道援助、難民・避難民保護に関する関係機関への呼びかけ（第 18 段落）、経済再建と資金援助に関するドナーへの呼びかけ（第 19 段落）、和平プロセスに関するコートディヴォワール国民への呼びかけ（第 20 段落）、から成る。コートディヴォワール危機の解決に向けて、仲介者と国際機関が果たすべき役割について方針を示した文書といえる。

コートディヴォワール国内での和平実現にとって重要な点は、バボ大統領が、マルクーシ合意に謳われた国民和解政府の設立と「全会一致の首相」の任命の意向を示した第 7 段落である。また、首脳会談終了後バボ大統領は、「私は戦争に勝利しなかった。これから帰国して国民にそのように説明する」との趣旨の談話を残した（佐藤[2003]参照）。これらの事実は、バボ大統領が、マルクーシ合意を「受諾」し、和平の早期実現に向けて取り組む意向であることを十分にうかがわせるものであった。

しかし、帰国したバボ大統領はこの態度を翻した。マルクーシ合意とクレベール会談に関する大統領見解は、2003 年 2 月 7 日にテレビ演説で示された

が、そこでバボ大統領は、「マルクーシ合意は第2憲法ではない」、「マルクーシ合意と憲法の内容に齟齬が生じた場合は、私はいつでも憲法に依拠する」、「マルクーシ合意の精神は受け入れる」、「マルクーシ合意でうまくいかなければ別の方策を考えるべきだ」といった発言を重ねた。ここには、合意の実現に向けた意志がほとんど示されておらず、むしろマルクーシ合意から距離をとろうとする姿勢が明確に見られる。

実際、その後バボ政権は、国民和解政府の人選に反対したり、マルクーシ合意で謳われていた、「全会一致の首相」に対する執政権の委任をサボタージュするなどした。このため、これ以後の和平プロセスは、付属議定書の政治プログラムの実施どころか、有効に機能する国民和解政府の確立すらできないまま、時間を空費していくことになった。

3.6. アクラⅡ合意 (2003年3月7日 アクラ円卓会議)

バボ政権の支持者が反乱軍との権力分掌体制である国民和解政府に強硬に反対したため、S・E・ジャラ (Seydou Elimane Diarra) 首相による組閣は難航した。これを打開するために、マルクーシ合意署名全勢力を集めて、2003年3月初旬にアクラで再度円卓会議が開催された。この結果締結されたのがこのアクラⅡ合意である。

同合意は、円卓会議の開催と参加者、議事 (第1～3段落)、マルクーシ合意の再確認 (第4段落)、国土の一体性、憲法をはじめとする制度、大統領権限などを尊重することの確認 (第5段落)、国民和解政府の設立に関する大統領への謝意 (第6段落)、国民和解政府の構成に関する勧告 (第7段落) と続き、第8段落以降は、敵対停止や関係各方面への勧告、謝辞から成る。

実質的な意味を有するのは、第7段落である。ここに至るまでに国民和解政府の設立が難航した最大の原因は、国防・治安相を MPCII に配分するという当初案をめぐって、政権と MPCII の間で対立が起こったことにあった。第7段落の「a」は、この問題について、懸案となっていた国防相と治安相の人選に関して、国軍・憲兵隊・警察の治安諸部隊からの代表者を含む「国家安

全保障委員会」を設立して決定を行うことを定め、それとの取引とするかたちで、「b」に MPCII に比較的重要な大臣ポストを配分することが定められた。

アクラ II 合意によって国民和解政府の設立に向けたルールがさしあたり設定され、これを受けて、3月14日に、未確定のポストを除く23ポスト（全41ポスト）の閣僚を招集してようやく初閣議が開催された。しかし、閣僚ポストの確定をめぐるはその後も熾烈な駆け引きが続いた。本合意によって、放送局を統括するコミュニケーション相のポストを得た MPCII だったが、政府側が大臣就任前に政権支持者寄りの放送局人事を行ったり、大臣に実質的な権限を委譲しないなどの妨害によって、職務を遂行できなかった。また、バボ大統領は、懸案である国防相と治安相の人事に関して、2003年9月に、本合意が定める手順を無視して大統領令で一方的に任命するという行動に出た。「新勢力」（Forces nouvelles. 反乱軍3派が構成する会派）はこれに抗議して国民和解政府から閣僚を引き上げ、国民和解政府は実質的に機能を停止することになる。

3.7.アクラ III 合意 （2004年7月30日 アクラ会議）

マルクーシ合意署名勢力のうち、反乱軍3派から成る新勢力と、PDCI、RDR、コートディヴォワール民主主義平和同盟（Union pour la démocratie et la paix en Côte d'Ivoire: UDPCI）、未来の力運動（Mouvement de force d'avenir: MFA）は、2004年3月上旬に統一戦線「7者グループ（Groupe de 7: G7）」を結成し、マルクーシ合意の履行を求めてバボ政権と真っ向から対立することになった。3月下旬には合意履行を求める G7 のデモを、政権が武力で弾圧し、100人以上の死者が発生するという事件が起こった。G7 参加勢力が閣僚を引き上げたことで、国民和解政府はさらに縮小した。

この状況を打開するために再度アクラで会合が開催され、その結果として締結されたのが本アクラ III 合意である。本合意は、参加者と議事（第1～3段落）、マルクーシ合意ならびにアクラ II 合意の履行の再確認（第4～5段落）に続き、大統領の被選挙権（第6～8段落）、DDR（第9～10段落）、首相へ

の権限委任（第 11 段落）、国民和解政府の活動再開（第 12 段落）、人権（第 13～14 段落）、フォローアップ・グループ（第 15 段落）についての解決の方針を示した。第 16～17 段落は謝辞である。

しかし、結論から言うと本合意も和平プロセスの再確立をもたらすことはできなかった。政権の対応に不信感を抱く新勢力は、本合意第 9 段落で謳われた日付（2004 年 10 月 15 日）までに DDR を開始しなかった。これに対して政権は、11 月初旬に休戦協定を一方的に破棄し、反乱軍の拠点に対して航空機で攻撃を行った。これに対してフランス軍が応戦、さらにフランスの介入に反応して政権支持者がアビジャンで騒乱を起こす事態となった。フランスが中心となって採択された国連安保理決議 1572（2004 年 11 月 15 日）によって、バボ政権に対する非難が表明され、武器禁輸、政権幹部の国外移動の制限などを内容とする制裁も発動された。

3.8. プレトリア I 合意（2005 年 4 月 6 日 プレトリア会談）

2004 年 11 月の騒乱を経て、アフリカ連合は特別調停者にムベキ・南アフリカ大統領を指名し、コートディヴォワール和平に向けた調停にあたらせた。その成果が本合意である。本合意が確立されたプレトリア会談は、これまでの会合と異なり、バボ大統領、ベディエ元大統領 (PDCI)、ワタラ元首相 (RDR) ソロ新勢力幹事長という、政治的対立の鍵を握る中心人物が直接会談したところに特徴がある。いわば当事者間での政治的協約としての性格を強く持つものである。

本合意は、参加者（第 1 段落）、原則の確認（第 2 段落）に続き、戦争終結に関する共同宣言（第 3 段落）、民兵の武装解除と解体（第 4 段落）、DDR（第 5～6 段落）、新勢力からの政府メンバーの安全（第 7 段落）、首相への権限委任（第 8 段落）、独立選挙管理委員会（第 9 段落）、選挙の実施（第 10 段落）、国営ラジオ・テレビ局の運営委員会の構成（第 11 段落）、マルクーシ合意に謳われた政治プログラムに関する法案を国民議会へ付託すること（第 12 段落）、政党助成（第 13 段落）、共和国大統領の被選挙権（第 14 段落）、継続協

議に関する申し合わせ（第 15 段落）、合意の解釈権限をムベキ調停者に一任すること（第 16 段落）、謝辞（第 17～18 段落）からなる。

マルクーシ合意の締結以来、政権と合意推進派が対立してきた諸問題について、具体的な内容に踏み込んだ合意がなされているのが特徴である。DDR と合わせて、和平プロセスを阻止する手勢として政権側が支援してきた民兵の武装解除が謳われた点が、特に重要である（民兵については佐藤[2006c]を参照）。また、選挙の予定日である 2005 年 10 月を間近に控え、選挙管理委員会、政党助成金など、選挙実施に関わる諸点が合意されている点も重要である。さらに、合意内容に関する解釈の権限をムベキに一任することを確認した第 16 段落は、合意を履行しながら政権側が独自の解釈を主張するというこれまでの問題点を解消する上で、大きな意味を持っている。

加えて、大統領の被選挙権に関する問題（憲法第 35 条の問題）についてもムベキの判断を尊重するという内容になっている点は注目される。結果的にムベキは、マルクーシ合意の勧告に沿った「父か母が」という内容での改正を勧告し、この勧告を具体化するにあたっては、非常時に限り、大統領が国民議会議長と憲法委員会議長との協議を経たうえで、憲法に定めのない決定を行うことができるという憲法第 48 条が定める手続きでこれを実現するべきであるとの考えを示した。

バボ大統領は、2005 年 4 月 26 日のテレビ演説で、憲法第 35 条に関してムベキ調停の方向性を受諾する意志を表明した。ただ、この演説では同時に、有権者登録に関しては国立の機関である国立統計研究所（Institut national de la statistique: INS）が担当することと、必要に応じて他の措置に関しても憲法第 48 条を発動する意志のあることを表明した。合意については受諾しつつ、合意で明言されていない論点を持ち出して自らの主導権を握ろうとする、バボ大統領のこれまでの対応が再び繰り返されている。

3.9. プレトリア II 合意（2005 年 6 月 29 日 プレトリア会談）

本合意は、2005 年 4 月 6 日に締結されたプレトリア合意の履行に関わる合

意である。この合意が成立した背景には、本合意の前文にあるように西部の都市デュエクエ (Duékoué) での虐殺事件があった。大きな進展であったプレトリア I 合意以後も和平プロセスが順調に進展しているとは言い難い状況が、ここに如実に示されている。

内容は、前文において、参加者とプレトリア I 合意の確認がなされ、その後、プレトリア I 合意の内容をなぞりながら、その後の展開を踏まえた内容を付加する形で、戦争の終結宣言 (第 1 段落)、民兵の武装解除と解体 (第 2 段落)、DDR (第 3 段落)、新勢力管理下地域での安全保障 (第 4 段落)、新勢力からの政府メンバーと大統領立候補者の安全 (第 5 段落)、独立選挙管理委員会と選挙の実施 (第 6 段落)、国営ラジオ・テレビ局 (第 7 段落)、法の改訂 (第 8 段落)、共和国大統領の被選挙権 (第 9 段落) についての合意が記されている。第 10 段落では AU 調停者であるムベキの権威が再確認され、第 11 段落では、プレトリア I 合意を含めての履行を妨害した勢力に対して、アフリカ連合ならびに国連が制裁を行うということが確認されている。

結論から言えば、内戦和平の区切りとして注目されてきた大統領選挙は、2005 年 10 月に実施されなかった。国民和解政府の首相がシャルル・コナン・バニー (Charles Konan Banny) に交代し、翌 2006 年 10 月の実施目指して、努力が続けられたが、これも結実するには至らなかった。現在は、2007 年 10 月の選挙実施を目指して、折衝が続けられている最中である。

参考文献

- 佐藤章 [2003] 「コートディヴォワール内戦の軍事的側面」『アフリカレポート』 No.36、pp.2～10。
- [2005] 『犠牲者』から『和平の障害』へ：コートディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢』『アフリカレポート』 No.40、pp.39～43。
- [2006a] 「コートディヴォワール内戦という複合体」『海外事情』、2006

年 5 月号、pp.73～87。

- [2006b] 「統制的結社とイデオロギー：コートディヴォワールにおける差別的排除的实践に関する考察」『文化人類学』第 71 卷 1 号、pp.50～71。
- [2006c] 「内戦下コートディヴォワールにおける政権派民兵の政治的役割」『アフリカレポート』No.43、pp.43～49。

資料1 アクラ I 合意 (2002年9月29日 ECOWAS 臨時首脳会談)

- 1) コートディヴォワールにおいてこの数日展開され、数百人の死傷者を出している極めて深刻な事態ならびに数百人の武装襲撃者によって複数の都市が占領されている事態に鑑み、現 ECOWAS 議長であるセネガル共和国大統領 アブドゥライ・ワッド閣下が、紛争予防・管理・解決と平和と安全保障の維持に関する議定書に謳われた永続的措置に則って、臨時 ECOWAS 加盟国政府首班・国家元首会合を招集し、これがアクラで 2002 年 9 月 29 日に開催された。
- 2) 臨時会合は、コートディヴォワールの安全保障上の状況と、これが西アフリカに与える影響について検討した。
- 3) 臨時会合に参加した加盟国政府首班・国家元首ならびに正当に委任を受けた代表者は次の通りである。

ブルキナファソ大統領・政府首班 ブレーズ・コンパオレ閣下
カボヴェルデ共和国大統領 ペドロ・ヴェロナ・ロズリグス・ピレス閣下
コートディヴォワール共和国大統領 ロラン・バボ閣下
ガーナ共和国大統領 ジョン・アギエクム・クフォー閣下
ギニア・ビサウ共和国大統領 クンバ・ヤラ・コドベ・ナンカ閣下
リベリア共和国大統領 ダブカナー・チャールズ・ガンケイ・テイラー閣下
マリ共和国大統領 アマドゥ・トゥマニ・トゥーレ閣下
ニジェール共和国大統領 ママドゥ・タンジャ閣下
ナイジェリア連邦共和国大統領・国軍司令官 オルセグン・オバサンジョ閣下
セネガル共和国大統領 アブドゥライ・ワッド閣下
トーゴ共和国大統領 ニヤシンベ・エヤデマ閣下
ガンビア共和国副大統領 イサトゥ・ンジエ・サイディ閣下

ベナン共和国大統領特使・国務大臣 ブルーノ・アムス氏

ギニア共和国大統領特使・大統領府付き外務・協力担当大臣 フランソワ・ファル氏

シエラ・レオネ共和国大統領特使・外務担当副大臣 モハメド・ラミン・カマラ氏

4) 以下の人物がオブザーバーとして参加した。

南アフリカ共和国大統領・アフリカ連合議長 ターボ・ムベキ閣下

アフリカ連合委員会委員長 アマラ・エシ閣下

国連事務総長西アフリカ担当特使 アーメド・ウルド・アブダラ閣下

5) 政府首班・国家元首は、ECOWAS 常任事務局からの覚書を聴取し、また、コートディヴォワール共和国大統領ロラン・バボ閣下が行った、同国での最近の情勢に関する報告を聴取した。

6) 議事終了時、政府首班・国家元首は、コートディヴォワールの民主主義と憲法的合法性を損なおうとするこの試みを断固として非難し、多数の人命の損失と財産の無益な破壊に遺憾の意を表明した。

政府首班・国家元首は、人道的な惨禍を招きかねないこの状況によって脅かされている西アフリカの平和と安全保障に関する重大な関心を表明した。

7) 1991年7月6日にアブジャにおいて採択された ECOWAS 政治原則の宣言、1999年12月10日付けの紛争予防・管理・解決と平和と安全保障の維持に関する議定書、憲法的手段によらない政府の変更に対するアフリカ統一機構の対応に関して 1999年7月にアルジェに於いて採択された決定 AHG DEC 142(xxv)に則り、政府首班・国家元首は、転覆もしくは非憲法的な手段の行使によって成立したいかなる政府に対しても何らの承認を行わないという、ECOWAS の立場を再確認した。

8) 政府首班・国家元首は、ガーナ、ギニア・ビサウ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、トーゴから成るハイレベル接触グループを創設して、反乱兵との接触に当たらせ、即時敵対停止と被支配地の安全の確保に至らしめ、紛争解決に関する全般的な交渉を行わせることを決定した。アフリカ連合議長特

使は、仲介評議会（Comité de Médiation）のメンバーとなる。この面において、アフリカ連合は、ECOWAS と緊密に協力して作業を進める。仲介・安全保障委員会（Conseil de Médiation et de Sécurité）の閣僚会合の議長と事務局長は、仲介作業において密接に協力して進める。

9) 政府首班・国家元首は、複数の都市の占領を続けている反乱兵に対して、これらの都市の住民に対する暴力行為を自制し、速やかに ECOWAS 調停評議会との対話に応じるよう求めるとともに、武器を放棄し、政府との対立を平和的な方法によって解決するよう求めた。

10) 政府首班・国家元首は、国防・安全保障委員会（Commission de Défense et Sécurité）の即時招集を決定した。

11) 政府首班・国家元首は、すべてのコートディヴォワール国民に対して、対話によって、友愛の精神を持って、対立の解決に向けて取り組むようアピールを發した。

12) 政府首班・国家元首は、あらゆる手段を講じて、民主主義、よき統治、法治国家の防衛に取り組むことを再確認した。

13) 政府首班・国家元首は、すべての ECOWAS 加盟国に対して、憲法的秩序・平和・安全保障・国家の統一と結びつきを維持するために、コートディヴォワールの合法政権への支援（政治的、物的、兵站）を速やかに提供するよう促した。

14) 政府首班・国家元首は、不可侵と国防における相互援助に関する議定書を尊重するよう勧奨されている。

15) 政府首班・国家元首は、市民と軍隊の良好な関係を促進する条件を整備するよう、加盟国の努力を促した。

16) 政府首班・国家元首は、西アフリカにおける構成諸国間の不和をもたらすような報道を行わないよう、プレスに対してアピールを發した。

17) 政府首班・国家元首は、喪に服しているすべての家族に対して哀悼の意を表するとともに、2002年9月19日に始まったこの事件の中で行使された暴力に苦しむ者全員に対して同情の念を表明する。

18) 政府首班・国家元首は、民主主義、憲法に則った統治、人権と法治国家の尊重を支持し擁護する取り組みにおいて、アフリカ連合が断固とした取り組み、コートディヴォワールと ECOWAS に対して支援していることを確認した。

19) 政府首班・国家元首は、国際社会に対して、コートディヴォワールにおける平和と安全保障の再確立に向けた ECOWAS のあらゆる発意を支持するようアピールを発する。

20) 政府首班・国家元首は、ガーナ共和国大統領ジョン・アギエクム・クフォー閣下と、ガーナの政府と人民に対して、歓待と寛大なホスピタリティ、会合を成功に導いた優れた手はずについて、深甚な謝意を表明するものである。

於アクラ、2002年9月29日

資料2 ロメ合意 (2002年11月1日 コートディヴォワール政府代表と MPC I の和平交渉)

コートディヴォワール共和国政府とコートディヴォワール愛国戦線 (MPC I) は、

コートディヴォワールにおける平和の再来と平常生活への復帰を目指して現在進められている交渉をさらに進展させることを決意し、

2002年9月29日にアクラで開催された、コートディヴォワール情勢に関する臨時 ECOWAS 政府首班・国家元首会談での勧告で謳われた、対話と友愛の精神に基づく対立の解決に向けた意思を再確認し、

双方の部隊によって拘束されている、民間人・軍人両方を含む戦争捕虜の境遇を嘆き、その苦痛の慰撫を哀切し、

以下の合意に達した。

- 1) 2002年9月19日に開始された敵対の中で拘束された民間人・軍人の捕虜は、拘束している双方から解放される。
- 2) 民間人・軍人戦争捕虜解放担当評議会が設立される。評議会は、国際赤十字委員会が主宰し、敵対停止の監視に当たる ECOWAS 軍の司令官ないしはその代理人、もしくは西アフリカ軍の配備までの期間はユニコーン作戦司令官、コートディヴォワール政府、MPCI、ユニセフ、その他の国連関係機関、NGO の代表者によって構成される。
- 3) 民間人・軍人戦争捕虜解放担当評議会は、民間人・軍人の戦争捕虜の即時解放のために、コートディヴォワール政府の関係当局と MPCI 側からの正当な代表者と連絡を取りつつ、速やかにその作業を開始する。

於ロメ、2002年11月1日

コートディヴォワール政府を代表して

ロラン・ドナ・フォロゴ閣下

コートディヴォワール愛国戦線を代表して

ギョーム・ソロ氏

ECOWAS を代表して

事務局長モハメド・イブン・チャンバス博士

資料3 リナ・マルクーシ合意 (2003年1月24日 リナ・マルクーシ円卓会議)

- 1) フランス共和国大統領の招請により、2003年1月15日から23日に、リナ・マルクーシ (Linas-Marcoussis) にて、政治勢力の円卓会議が開催された。参加したのは以下の勢力である。イヴォワール人民戦線 (FPI)、未来の力運動 (MFA)、正義平和運動 (MJP)、コートディヴォワール愛国戦線 (MPCI)、

全西部イヴォワール人民運動 (MPIGO)、コートディヴォワール民主党＝アフリカ民主連合 (PDCI-RDA)、イヴォワール労働者党 (PIT)、共和連合 (RDR)、イヴォワール民主同盟 (UDCY)、コートディヴォワール開発・平和同盟 (UDPCI)。議事は、ケバ・ムバイ判事、セイドゥ・ジャラ元首相、ならびに、国連・アフリカ連合・西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) によって指名された仲介者の補佐のもと、ピエール・マゾー議長によって進められた。

各代表はコートディヴォワール情勢を分析し、信頼を再確立し危機を脱するための提案を行った。代表団の高い見識によって、この円卓会議において、相互に歩み寄り、以下のコンセンサスに到達することができた。ここに盛り込まれたすべての要素、原則、付属文書は同等の価値を持つ。

2) 円卓会議は、フランス軍の支援のもとに展開した ECOWAS 軍によって実現、確保されている敵対停止について謝意を表するとともに、その厳格な尊重を求める。円卓会議は全勢力に対し、暴力行使の即時停止と平和の永続化を求める。円卓会議は、すべての政治犯の即時釈放を求める。

3) 円卓会議は、コートディヴォワール領土の一体性の保全、制度の尊重、国家の権威の再確立の必要性を再確認する。円卓会議は、民主的な手続きに基づく政権への就任と権力の行使という原則に献身することを宣言する。これにもとづき、円卓会議は、以下の措置について合意する。

a) パリ会議の閉会后速やかに、平和と安定への復帰を実現するために国民和解政府 (*gouvernement de réconciliation nationale*) が設置される。国民和解政府は、司法の独立の強化、行政と公共サービスの回復、国家の再建に取り組む。国民和解政府は、付属議定書に明記された円卓会議の政治プログラムを実行する。そこには、とりわけ、憲法、立法、諸規則の領域に関わる措置が含まれる。

b) 国民和解政府は、信頼され透明な選挙の実施にむけて期限を定め、日程を確定する。

c) 国民和解政府は、全会一致による首相 (*Premier Ministre de consensus*) が率いるものとする。首相の任期は次期大統領選挙までとし、首相はこ

の選挙に立候補できない。

- d) 国民和解政府は、円卓会議に参加した諸勢力から指名された代表者で構成される。閣僚ポストは諸勢力間のバランスのもとに配分され、国民和解政府の存続中維持されるものとする。
 - e) 国民和解政府は、任務の完遂のために、憲法によって定められた執政権を有するものとする。国民議会に議席を有し、円卓会議に参加した政党は、政府のプログラムの実現のために、所属する国会議員の支持を保障するよう取り組むものとする。
 - f) 国民和解政府は、発足後速やかに、軍隊を共和国の一体性と倫理という価値に服従させるよう専念するものとする。国民和解政府は、国防・治安諸部隊の再建に取り組み、その目的のために、外部の顧問、とりわけフランスが提供する支援から提供される意見を享受できるものとする。
 - g) 国土全体において人身ならびに財産の保障を確立するという目的に寄与するため、国民和解政府は、現存する武装勢力の統合を行い、次いで、武装解除を実施する。国民和解政府は、国土にいかなる傭兵も存在しないことを実現ならしめる。
 - h) 国民和解政府は、ECOWAS、フランス、国連の助力に対して、上記の活動の実現のためにこれらの部隊の支援を求めることで同意する。
 - i) 国民和解政府は、国家安全保障上の理由で拘束されているすべての捕虜の解放と恩赦のために必要な措置をとり、国外に逃れている兵士もこれを享受できるようにするものとする。
- 4) 円卓会議は、取り組みへの専念を保障するための、コートディヴォワールに関するパリ合意の適用に関するフォローアップ委員会（Comité de suivi de l'application des accords de Paris sur la Côte d'Ivoire）の設置を決定する。委員会は、合意の実現に際しての妨害や不履行に関する、国内的、地域的、国際的な諸問題について、適切な打開措置がとられるよう検討するものとする。
- 円卓会議は、首脳会談に対して、フォローアップ委員会がアビジャンに設置され、パリ合意の履行を保証するために招集された国家ならびに組織の代

表者から構成されるものとするよう勧告する。とりわけ以下を含むよう勧告する。

- ヨーロッパ連合（EU）からの代表者
- アフリカ連合委員会からの代表者
- ECOWAS 常任事務局長の代表者
- 国連諸機関の調整に当たる事務総長特使
- フランコフォニー国際組織（OIF）の代表者
- IMF と世銀の代表者
- G8 からの代表者
- フランスからの代表者

5) 円卓会議は、この作業に参加する人物の安全、ならびに、国民和解政府が任務を完遂できない場合には、必要に応じて国民和解政府のメンバーの安全を確保するよう、フランス政府、ECOWAS、国際社会に対して要請する。

6) 円卓会議は、ECOWAS による仲介作業、ならびにアフリカ連合と国連の努力に対して尊敬の念を表明するとともに、会議を開催し今次の同意への到達をもたらしたフランスの役割に対して謝意を表明する。

2003 年 1 月 24 日 リナ・マルクーシ

FPI を代表して パスカル・アフィ・ングッサン

MFA を代表して イノサン・コベナ・アナキィ

MJP を代表して ガスパール・デリ

MPCI を代表して ギヨーム・ソロ

MPIGO を代表して フェリクス・ドー

PDCI-RDA を代表して アンリ・コナン・ベディエ

PIT を代表して フランシス・ウォジェ

RDR を代表して アラサン・ドラマン・ワタラ

UDCY を代表して テオドール・メル・エグ

UDPCI を代表して ポール・アコト・ヤオ
議長 ピエール・マゾー

資料4 リナ・マルクーシ合意 付録 和解政府のプログラム
(2003年1月24日 リナ・マルクーシ円卓会議)

I 国籍、アイデンティティ、外国人の状況

1) 円卓会議は、血統主義と出生地主義の相互補完の原則に基づく、コートディヴォワール国籍法である 1961年12月14日付け法 61-415号、その修正法である 1972年12月21日付け法 72-852号、ならびに公正証書に基づく帰化について定めた開放的な諸措置について、寛大でよく整備された条文であると評価する。

他方、円卓会議は、人々の無知もしくは、人間の権利と尊重に反する行政ならびに治安部隊の慣行によって、法の適用が様々な問題を引き起こしていると考えます。

円卓会議は、国籍法の第6条ならびに第7条の適用に関して、一定の法律上の問題が存在することをここに確認する。この問題は、慣行によって国籍証明書が3ヵ月しか有効でないという事実、ならびに、申請者がその度ごとに、いくつかの書類を作成して自らの国籍を証明しなければならないという事実によって、一層深刻なものとなっている。にもかかわらず、同法は、今日まで施行されてきている。

以上を踏まえ、国民和解政府は以下のことを行う。

- a) 現在の帰化手続きを、最良の情報に基づき即時再開し、万一の場合は、国際開発パートナーの支援による協力計画にも依拠する。
- b) 法律違反とされている状況（とりわけ法 72-852号によって破棄された法 61-415号の第17～23条のかつての適用者と 1960年8月7日以前からのコートディヴォワール居住者で既定の詳細にわたって選択権を行使

していない者)を簡便かつ容易なやり方で解決することと、現行法に、新第 12 条を設け、コートディヴォワール人女性と結婚した外国人男性を統合することを補うことを盛り込む帰化法案を、例外的な措置として、今後 6 ヶ月の間に提案する。

2) 身分証明手続きの不確かさと遅れ、ならびに治安検問で発生しているとされる逸脱に対応するために、国民和解政府は、国籍登録 (état civil) と身分証明に関する新しい取り組みを行う。とりわけ、

a) 法の適用に関する政令が発出され、国家身分証明局の監査・統制にあたる、判事 1 名が主宰し、各政党代表者から構成される身分証明に関する全国委員会が可及的速やかに発足されるまで、現在進行中の身分証明プロセスを停止する。

b) 国籍の証明に関しては、身分証明に関する法を国籍法に厳格に一致させる。

3) 円卓会議は、コートディヴォワールに現住する数多くの外国人が、国の豊かさに大きく貢献し、コートディヴォワールを西アフリカにおける特別な場所であり、かつ特別な責任を有するに至らしめるのを支えたこと、さらにこれら外国人の出身国にも同様に寄与したことをここに明言し、もっぱら外国人が被害者となった、人間の権利と尊重に反する行政や治安諸部隊によるハラメントが、身分証明に関する諸措置の隘路から生じたものとする。

a) したがって、国民和解政府は、2002 年 1 月 3 日付け法 2002-03 号の第 8 条第 2 段落で定められた、ECOWAS 諸国出身の外国人に対する滞在許可証を即時廃止し、職権濫用の危険のない身分証明手段に基づく、必要な移民管理策を構築する。

d) 加えて、国民和解政府は、外国人の状況を改善し、彼らの財産と生命を保護するのに効果がある諸法制措置について研究を行う。

c) 円卓会議は、とりわけ、ECOWAS のすべての加盟諸国に対して、人間および財産の自由移動に関する既存の議定書を可及的速やかに批准すること、移民流入の統制のための協力体制を強化すること、移民の基本

的権利を尊重すること、発展の中心を多様化することを求める。これらの取り組みは、国際協力パートナーの支援のもとに実現されることになる。

II 選挙制度

円卓会議は、2000年8月1日付け法2000-514号はとくに問題がなく、条文の改善の範疇にとどまること、独立選挙管理委員会の創設を定めた2001年1月9日付け法2001-634号は、透明な選挙の組織に向けた重要な進歩であると評価する。

1) 国民和解政府は、

- a) 本人確認と有権者ファイルの作成における不偏不党性を保障する。
- b) 円卓会議参加勢力が、独立選挙管理委員会の中央委員会ならびに事務局へ適切に代表を出せるようにするために、法2001-634号へのいくつかの訂正を行うことを提案する。
- c) 野党の地位ならびに選挙活動のための政党への資金提供に関する法案を、6ヵ月以内に提案する。
- d) 1年以内に、不正蓄財に関する法案を提案し、公選された者の資産公開を統制する有効な施策を実施する。
- e) 選挙にかかわる係争ならびに選挙宣伝に関して、司法の独立とメディアの不偏不党性を保障するためのあらゆる措置を講ずる。

III 共和国大統領の被選挙権

1) 円卓会議は、共和国大統領の選出に関する憲法第35条は、司法あるいは法に依拠する価値の欠如した概念を参照することは避けるべきであると考ええる。したがって、国民和解政府は、共和国大統領の被選挙権に関わる条件を、以下のように確定するべきであると提案する。

「共和国大統領は、普通選挙により、5年の任期で選出される。大統領は、1回のみ再選可能である。」

「立候補者は、市民的政治的権利を享受している者で、最低でも 35 歳以上でなければならない。立候補者は、生まれながらにイヴォワリアンである父か母のもとに生まれた、排他的にコートディヴォワール国籍を有する者でなければならない。」

2) 国籍法は、第 53 条に定めるコートディヴォワール国籍の喪失に関する条件について、以下の語句の追加によって改訂される：「外国における公選職もしくは政府職の行使」。

3) 共和国大統領は、毎年、健康診断書を公開する。

IV 土地制度

1) 円卓会議は、国民議会の全会一致によって採択された農村の土地資産に関する 1998 年 12 月 23 日付け法 98-750 号は、法的、経済的に重要な分野に関する参照すべき条文を構成していると評価する。

2) しかしながら、国民和解政府は、

a) この法律を漸次実行するに際しては、土地資産の真の保障が有効に行われるよう、農村部住民に対して説明キャンペーンを併せて行う。

b) 既得権の最良の保護の観点から、同法の施行以前に認められた土地権を認められながら、同法第 1 条に定められた土地資産への取得条件を満たさない所有者の相続者に関する同法第 26 条の措置について改訂を提案する。

V メディア

1) 円卓会議は、一部のメディアによって行われている憎悪と排外主義の煽動を非難する。

2) 国民和解政府は、今後 1 年以内に、メディアの財政基盤のあり方を再検討し、公共サービスの中立性・不偏不党性の保障、統制する当局統制の役割の強化、メディアの財務的独立の促進を図る。これらの措置は、国際開発パートナーの支援を享受する。

3) 国民和解政府は、国際ラジオ・テレビの放送の自由を再確立する。

VI 人間の権利と自由

1) 国民和解政府は、即時、人権に関する全国委員会を速やかに設立し、コートディヴォワールにおける権利と自由の保護を監督させる。同委員会は、全政党の代表者からなり、全会一致で承認される人物によって主宰される。

2) 国民和解政府は国際委員会の創設を求める。この委員会は、2002年9月19日以来遂行された人権に対する深刻な侵害の事例を全土にわたって調査、究明する。

3) 国際調査委員会の報告書に則り、国民和解政府は、無罪放免と絶縁するために司法の場に訴えるかどうかを決定する。とりわけ、円卓会議は「暗殺部隊」の行動とその首謀者、ならびに全土における即決裁判を非難し、これらの活動の首謀者と共犯者が国際司法裁判所に提訴されるべきであると考える。

4) 国民和解政府は、全土における紛争の被害者の立場に立った人道的活動の促進に取り組む。国民和解政府は、人権に関する全国委員会の報告書を基礎とし、被害者への金銭的補償と名誉回復の措置を講ずる。

VII 再統合、武装解除、動員解除

1) 国民和解政府は、任務の開始後速やかに、ECOWAS 軍とフランス軍の支援のもとに、現存する武装勢力の再統合プロセスに着手する。

2) 国民和解政府は、第2段階として、武装解除と動員解除の措置を決定し、これは同様に、同じく ECOWAS 軍・フランス軍による統制のもとに遂行されるものとする。

3) 9月19日以降に動員された兵士全員を即時動員解除する。

4) 国民和解政府は、出身の武装勢力を問わず、兵士の社会復帰を、国際開発パートナーの支援のもとに具体化される武装解除・動員解除・復員・最定着・再統合（DDRRR）型のプログラムに依拠しつつ、実施するものとする。

5) 国民和解政府は、国家安全保障を損なうとして拘束されたすべての軍人の

釈放と恩赦のために必要な措置を講じるとともに、国外に逃れた兵士に対しても同様の措置を享受させるものとする。恩赦法は、経済への深刻な被害と人権ならびに国際人道法の深刻な侵害の首謀者を免責しない。

6) 国民和解政府は、軍隊の監査を実行し、経済の難局を念頭において、国防という義務を遂行するのに必要なものとして十分に同意が得られる献身の程度について決定する。国民和解政府は、これに基づき、軍隊の再建を実現し、この目的のために必要な外部の援助を求める。

VIII 経済の再建と社会の結合の必要性

1) 国民和解政府は、全土において人間と財の自由移動を再確立し、学校、行政、経済、社会の諸活動の再開を促進する。

2) 国民和解政府は、速やかに、インフラの再建・開発ならびに国民経済の再活性化、さらに社会的結合の強化のための計画を策定する。

3) 円卓会議は、国際機関と国際開発パートナーに対して、コートディヴォワールの再建プロセスに協力するよう勧告する。

IX 実施

国民和解政府は、今後自らが取り組む重要な決定において必要とされる憲法、法、その他法律の改革が可及的速やかに実現されるよう監督する。

資料5 クレベール声明 (2003年1月25日 コートディヴォワール危機に関するパリ首脳会談)

1) フランス共和国大統領ジャック・シラク氏の招請により、南アフリカ、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カボヴェルデ、コートディヴォワール、ガボン、ガーナ、リベリア、マリ、セネガルの各国家元首、ガンビア、ギニア、ニジェール、ナイジェリア、シエラレオネ、トーゴの各国家元首の代理

人、国連事務総長コフィ・アナン氏、EU 諸国の各代表者、PESC 高等代表ジャヴィエ・ソラナ氏、EU 委員会委員長ロマーノ・プロディ氏、フランコフォニー国際組織議長アブドゥ・ジュフ氏、国連開発計画、世界銀行、国際通貨基金、アフリカ開発銀行の各代表者、人権高等弁務官、難民高等弁務官、国際赤十字、サンテジディオからの各代表者が、1月25～26日にパリにて会合を開き、リナ・マルクーシにおいてコートディヴォワールの政治勢力によって合意された和解文書の検討と採択を行い、同合意の実現に向けた支援を確約した。

2) この会議は、フランス共和国大統領、アフリカ連合議長、国連事務総長の共同議長のもとに執り行われた。

3) 会議では、アフリカ連合議長としてのムベキ大統領、ECOWAS 議長としてのウッド大統領、コートディヴォワール大統領としてのバボ大統領、国連事務総長が宣言を行った。

4) 会議は、ピエール・マゾー氏によって提起され、コートディヴォワールの政治勢力によるリナ・マルクーシでの円卓会議において1月24日に署名された合意を確認し、参加者の見識の高さと責任感に謝意を表明した。

5) 会議は、リナ・マルクーシ合意への道筋を作った ECOWAS、アフリカ連合、国連の行動と発意に敬意を表す。会議は、和平合意への礎石を作ったものとして、個人的な努力を提供したウッド、エヤデマ両大統領に対しても謝意を表明する。これらの取り組みの中でのアフリカ連合議長と国連事務総長のたゆみない支援にも謝意を表す。

6) 会議は、リナ・マルクーシの円卓会議において署名された合意を、憲法の合法性を尊重しつつ、コートディヴォワールに国民和解を実現し、平和への復帰の道を開くものとして承認する。

7) 会議は、リナ・マルクーシ合意で謳われた国民和解政府を設立するというバボ大統領の宣言に謝意を表した。会議は、政治勢力からの聞き取りを踏まえ、同政府が、指名された首相であるセイドゥ・ジャラ氏によって主宰されることと、リナ・マルクーシ合意において勧告されたバランスに則って構成

されることを確認した。

8) 会議は、可及的速やかに、諸措置を調整し適用することの必要性を強調する。とりわけ、新たに設立される国民和解政府が、合意の諸条項の適用プログラムの実現に速やかに取り組むよう求める。この観点から、会議は、国民和解政府に資格を付与する法律が、国民議会において、可及的速やかに採択されるよう求める。

9) 会議は、合意のフォローアップ委員会の設立を支援することを決定し、アビジャンへの速やかな設置を求める。会議は、同委員会が、合意に盛り込まれた諸措置の履行を監視し、妨害・不履行の事態が生じた場合には、適切な措置をとるべくコートディヴォワール国内、地域内、国際の諸当局に促す権限を持つものとなることを確認する。同委員会はとりわけ、合意の瑕疵に関して、国連安保理が必要な決定を行えるよう、安保理に対して適切な手段を用いて提起することができるものとする。

10) 会議は、フォローアップ委員会の構成を次のように定める。

- ・ 国連事務総長のアビジャン特使。国連諸機関の代表者間の調整にあたる。
- ・ ECOWAS 事務局長からの代表
- ・ アフリカ連合委員会からの代表
- ・ EU 議長国からの代表
- ・ EU 委員会からの代表
- ・ 国際通貨基金からの代表
- ・ 世界銀行からの代表
- ・ G8 加盟国からの代表 1 名
- ・ フランコフォニー国際組織からの代表
- ・ コートディヴォワール駐在フランス大使
- ・ 危機脱却を保障する部隊を派遣する国を代表して軍事顧問 1 名

11) 会議は、フォローアップ委員会の委員長は、国連事務総長特使が担当するのが望ましいとの希望を表明する。会議は、同委員会が定期的開催され、

合意の適用に関して、各々が代表している当局に報告を行うことを求める。

12) 会議は、国民和解政府に対して、公的な自由と人身の安全確保に高い優先度をおくよう求める。会議は、人権高等弁務官に対して、この分野に関して、適用された措置に基づき、コートディヴォワール政府を全面的に支援するよう求める。

13) 会議は、コートディヴォワールにおける平和と安全の再確立には、ECOWAS ならびに国連加盟諸国の支援が重要であることを確認する。会議は、部隊を提供し軍事上・安全保障上の措置へ貢献している ECOWAS とフランスに対して謝意を表するとともに、部隊の派遣を承認した 2002 年 12 月 20 日の国連安保理議長宣言の採択に謝意を表する。

14) 会議に参加した国家元首は、国連事務総長と安保理加盟国が、本会議の結論を承認するよう期待する。会議は、安保理が、国連憲章に則り、ECOWAS 部隊ならびにこれを支援する部隊に対して必要な諸措置をとる権限を認め、人間の自由の安全と移動を確保し、国民和解政府の管轄を侵害することなく、作戦地域と有する手段の範囲内で、物理的暴力に直面している民間人の保護を行えるよう求める。会議は、同時に、国連事務総長が安保理に対し、とりわけ安全保障と人道面ならびに人権に関する分野での国連システムの強化を目指した提案を行うよう期待する。

15) 会議は、国連事務総長が安保理に、コートディヴォワール全土での合意の履行の監督に加わる文民・軍人監視団の派遣に向けて提案を行うよう勧告する。

16) 会議は、国民和解政府が ECOWAS 部隊ならびにフランスの支援部隊のコートディヴォワール全土への展開を促進し、合意に謳われた武装勢力の再統合と武装解除が実現されるよう貢献することを求める。

17) 会議は、よき隣国間関係、不干涉、地域協力の原則の重要性を確認する。会議は、したがって、コートディヴォワールのすべての隣接国が、コートディヴォワールの安全保障を侵害しかねないあらゆる行動を自制し、平和への復帰プロセスを支援するよう期待する。

18) 会議は、人道状況の悪化に対して懸念を表明する。会議は、人道援助の供給と難民・避難民の保護が十分になされるようさらなる手段が確保されるよう求める。会合は、国連難民高等弁務官、国連人権高等弁務官、国際赤十字が、これらの目的のために努力することを期待する。

19) 会議は、コートディヴォワール経済だけでなく、西アフリカ諸国経済にも及んでいる、危機の永続によって引き起こされた大規模な被害に遺憾の意を表明する。会議は、国民和解政府が、合意に謳われた経済・社会の再建プログラムを展開するよう促すものである。会議は、とりわけ国際通貨基金、世界銀行、アフリカ開発銀行、EU、2 国間ドナーが、国民和解政府に対して、専門的知見と資金を可及的速やかに提供し、再建に貢献するよう求める。フォローアップ委員会は、ドナーに対して、彼らの支援が平和と安定への復帰に効率的な貢献ができるよう、あらゆる有益な提案を行うことになろう。

20) 今回の議事の結論として、会議は、リナ・マルクーシ合意が国民和解と安定への復帰を可能にするとの確信を表明する。会議は、全勢力間の相互信頼こそが、国民和解政府の任務の完遂を可能にすると考え。本会議への参加者は、コートディヴォワールに平和と繁栄を取り戻す取り組みにコートディヴォワール国民自らが真摯であり続けられるよう、各々の立場から、可能な限りの助力を約束する。

於パリ、2003 年 1 月 25、26 日

資料 6 アクラ II 合意 (2003 年 3 月 7 日 アクラ円卓会議)

1) ガーナ共和国大統領・ECOWAS 現議長のジョン・アギエクム・クフォー閣下の招請により、リナ・マルクーシ合意に署名したコートディヴォワールの政治勢力の円卓会議が、2003 年 3 月 6、7 日にアクラで開催された。

2) この円卓会議に参加した組織は以下の通りである。FPI、MFA、MJP、MPCI、

MPIGO、PDCI-RDA、PIT、RDR、UDCY、UDPCI。ファシリテーターとして、マルクーシ合意フォローアップ委員会委員長アルベール・テヴォエジレ教授、ECOWAS 事務局長モハメド・イブン・チャンバス博士、ECOWAS 事務局長特使ラフ・ウウェチュエ・フチイエ氏、フランコフォニー国際組織特使ランサナ・クヴォテ氏、アフリカ連合特使アンドレ・サリフ氏が参加した。

議事は、クフォー大統領を上席議長とし、ガーナ外務大臣ハックマン・オウス・アギエマン閣下の補佐によって進められた。

3) 全会一致による首相セイドウ・エリマン・ジャラ閣下のマルクーシ合意の実施状況に関する報告に続き、政治勢力の代表たちが、政府の構成に関する首相の努力が直面している困難について、広く意見交換を行った。

4) 円卓会議は、コートディヴォワール危機の永続的な解決にとって全会一致で異論がないマルクーシ合意への賛同の意思を再確認する。この目的に添って、参加者は、バランスのとれた国民和解政府の発足に向けて、バボ大統領とセイドウ・ジャラ首相と協力する取り組みを行うことになった。

5) マルクーシ合意を踏まえ、円卓会議は、コートディヴォワールの領土的一体性を保持することの必要性、制度の尊重、国家の権威の再確立について再確認する。円卓会議は、民主的な方法に基づく政権への就任と権力の行使という原則の維持を確認する。円卓会議はとりわけ、国家元首、国軍の最高位の長、共和国の憲法と諸制度の保障者としてのロラン・バボ大統領の権威を再確認する。

6) 円卓会議は、とりわけ 2003 年 3 月 14 日までに、a) 政府への権限の委任、b) 国民和解政府の編成に関する永続的な措置、を具体化するとした、マルクーシ合意の適用に関する国家元首の意思に謝意を表す。

7) 国民和解政府の編成に関連して、現在の膠着を打開するために、円卓会議は以下のことを勧告する。

- a) 国家安全保障委員会を緊急に創設する。同委員会は、共和国大統領、首相、マルクーシ合意署名各勢力からの 1 名の代表、コートディヴォワール国軍 (FANCI) 代表 1 名、国家憲兵隊からの代表 1 名、国家警察から

の代表 1 名の 15 名から構成され、国防・国内治安省のよき運営に貢献する。同委員会の提案に基づき、首相は、国防相と治安相の人選に関して、広い合意に基づいて選出された人物を共和国大統領に対し速やかに提示する。

b) MPCII へは、国土行政省、コミュニケーション省の 2 つの国務大臣ポストを配分する。

c) 政府に出す代表に関する各政治勢力の決定を尊重する。

8) 円卓会議は、コートディヴォワール政府が、フランス軍・ECOWAS 軍との協調のもとに、マルクーシ円卓会議参加者、とりわけ政府のメンバー、ならびに人民全般の庇護と安全保障を保障するために必要な措置を速やかにとるよう期待する。

9) 円卓会議は、現存するすべての武装勢力が各々の活動地域において虐殺、殺戮を含むあらゆる暴力行為を即時停止する必要があることを呼びかける。

10) とりわけ、国民和解の精神を増進させるために、円卓会議は、社会的政治的アクターとメディアに対して、マルクーシ合意の実現プロセスを決然として支持することに取り組むよう公式に呼びかける。円卓会議は、同時に、政治的囚人と戦争捕虜を即時解放するよう求める。

11) 円卓会議は、参加者が個人的利害を超えてコートディヴォワール国民の利害を上位に置いて取り組むよう、この会合を企画し、賢明な助言を惜しまなかった、ジョン・アギエクム・クフォー大統領を讃える。

12) 円卓会議参加者は、コートディヴォワール危機の解決に向けて個人的な決意と献身を提供した ECOWAS 事務局長に、誠実な謝意を表明する。

13) 円卓会議は、紛争解決におけるフォローアップ委員会の委員長ならびに同委員会のメンバーの本質的な役割に対して、深甚の感謝を表明する。円卓会議は、マルクーシ合意の記載事項が厳密に尊重されるよう監督することを彼らに呼びかけるとともに、全政治勢力が彼らに十分な協力を行うよう求める。

14) 円卓会議は、歓待と友愛に満ちたホスピタリティを示した、クフォー大

統領、ガーナ政府、ガーナ国民に対して、重ねての謝意と深甚の感謝を表明する。

於アクラ、2003年3月7日

FPI を代表して パスカル・アフィ・ンゲッサン

MFA を代表して イノサン・コベナ・アナキィ

MJP を代表して ガスパール・デリ

MPCI を代表して ギヨーム・ソロ

MPIGO を代表して ロジェ・バンシ

PDCI-RDA を代表して アルフォンス・ジェジェ・マディ

PIT を代表して フランシス・ウオジェ

RDR を代表して アラサン・ドラマン・ワタラ

UDCY を代表して テオドール・メル・エグ

UDPCI を代表して ポール・アコト・ヤオ

ECOWAS 調停・安全保障閣僚会議議長 尊敬すべきハックマン・オウス・アギエマン

資料7 アクラⅢ合意 (2004年7月30日 アクラ会議)

1) ガーナ共和国大統領・ECOWAS 現議長ジョン・アギエクム・クフォー閣下と国連事務総長コフィ・アナン閣下の招請により、後掲のアフリカ諸国の国家元首・政府の長ならびにその正当な代理人が、2004年7月29、30日にアクラにおいて、コートディヴォワール共和国大統領ロラン・バゴ閣下、国民和解政府首相セイドゥ・エリマン・ジャラ閣下、リナ・マルクーシ合意に署名したコートディヴォワールの政治勢力である FPI、MJP、MPCI、MPIGO、PDCI-RDA、PIT、MFA、RDR、UDCY、UDPCI と会談した。

- ・ベナン共和国大統領 マシュー・ケレク閣下
- ・ブルキナファソ大統領・政府首班 ブレーズ・コンパオレ閣下
- ・コンゴ共和国大統領 ドゥニ・サス・ンゲソ閣下
- ・コートディヴォワール共和国大統領 ロラン・バボ閣下
- ・ガボン共和国大統領 エル・ハジ・オマール・ボンゴ・オンディンバ閣下
- ・ガーナ共和国大統領・ECOWAS 現議長 ジョン・アギエクム・クフォー閣下
- ・リベリア移行国民政府首班 ギュデ・ブライアント閣下
- ・マリ共和国大統領 アマドゥ・トゥマニ・トゥーレ閣下
- ・ニジェール共和国大統領・西アフリカ経済通貨同盟現議長 ママドゥ・タンジャ閣下
- ・ナイジェリア連邦共和国大統領・国軍最高司令官、アフリカ連合現議長 オルセグン・オバサンジョ閣下
- ・シエラレオネ共和国大統領 アーメド・テジャン・カバー閣下
- ・南アフリカ共和国大統領 ターボ・ムベキ閣下
- ・トーゴ共和国大統領 ニヤシンベ・エヤデマ閣下
- ・アンゴラ共和国首相 フェルナンド・ダ・ピエダーデ・ディアス・ドス・サントス閣下
- ・セネガル共和国大統領を代理して大統領府付き国務大臣 シェイク・ティジャヌ・シイ閣下
- ・ガンビア共和国大統領を代理してガーナ駐在ガンビア共和国高等弁務官 モモドゥ・ケッバ・ジャロウ閣下
- ・ギニア共和国大統領を代理してガーナ駐在ギニア共和国大使 エル・ハジ・ママドゥ・ファリル・バー閣下

2) 会合には以下の人物も参加した。

- ・アフリカ連合委員会委員長 アルファ・ウマール・コナレ閣下
- ・ECOWAS 事務局長 モハメド・イブン・チャンバス閣下

- 3) ジョン・アギエクム・クフォー閣下が議長を務める会合で、コートディヴォワールの政治勢力は、リナ・マルクーシ合意とアクラⅡ合意の完全実施に関して提起されている諸障害を検討した。政治勢力は、障害の克服のための提案を作成し、和平プロセスが直面している重要問題に関して共通理解に到達した。
- 4) コートディヴォワールの政治勢力は、リナ・マルクーシ合意とアクラⅡ合意に謳われた政府の原則とプログラムに取り組むことを再確認した。政治勢力は同時に、これらの合意の完全かつ無条件での適用に向けて断固として取り組む決意を再確認する。
- 5) 和平プロセスを正しい道へ復帰させ、リナ・マルクーシ合意に謳われた内容を永続的に実現させるため、コートディヴォワールの政治勢力は以下の措置について合意に達した。

共和国大統領への被選挙権の条件（憲法第 35 条）ならびに法改正

- 6) 継続中の危機が引き起こしたコートディヴォワールの領土の一体性に関する持続的で深刻な危機に鑑み、共和国大統領は、2004 年 9 月末までに、被選挙権に関するリナ・マルクーシ合意の付属議定書第 3 部の内容の実現に向けて、憲法によって付託されている権限を再検討しなければならない。
- 7) 2004 年 7 月 6 日のアジス・アベバでの会合にて示されたとおり、共和国大統領は、7 月 28 日に、リナ・マルクーシ合意の精神と文書に則り、すべての法制度改正の採択に向けて臨時国民議会を招集した。
- 8) 政治勢力は、2004 年 8 月末までにリナ・マルクーシ合意にて明記された法の文言の採択に向けて、自らの勢力の国民議員に対して支持を保障するよう取り組むことを再確認した。

武装解除、動員解除、再統合（DDR）

- 9) 政治勢力は、遅くとも 2004 年 10 月 15 日までに DDR を開始するよう取り組む。DDR プロセスは、リナ・マルクーシ合意の内容とこの問題に関して

グラン・バッサムとヤムスクロでなされた決定に則って定められた特別のスケジュールを基礎として進められる。DDR プロセスは、すべての準軍隊と民兵に関わる。同時に、グラン・バッサムで作成され承認されたロードマップに則って国防・治安部隊が再建されることも合意された。

10) 政治勢力は、政府首相が、国土全域において国家の行政と公共サービスを再建するためのスケジュールを確定することを求める。

首相への権限委任

11) 政治勢力は、2005 年 10 月に予定された選挙までにリナ・マルクーシ合意のすべての内容が実現されるよう、憲法第 53 条に則って首相に権限を委任することを大統領が確約した 2003 年 12 月 22 日付の書簡に注意を促す。これに則り、大統領は自らの書簡の内容を大統領令として発出し、リナ・マルクーシ合意の内容に則って委任される権限の範囲を明確にする。共和国大統領と首相は、権限委任のための大統領令の文言と必要な補足的措置について互いに意見を述べた。

国民和解政府の活動の再開

12) 共和国大統領、首相、政治勢力は、国内に通常の秩序を再建し、リナ・マルクーシ合意を永続的に実現する上で国民和解政府が果たす核心的な役割を確保するために、同政府の活動を緊急に再開することで合意に達した。同時に本合意の 1 週間後に閣議を招集することで合意に達した。

人権

13) 政治勢力は、平和と持続的安定の再建には人権と法治国家の尊重が不可欠であると確認する。これに鑑み、政治勢力は、2002 年 9 月 19 日に危機が開始されて以来コートディヴォワールで遂行された人権侵害を調査するために、リナ・マルクーシ合意に則って設置された国際調査委員会に十分に協力することで合意に達した。

14) 政治勢力は同時に、リナ・マルクーシ合意に謳われた国家人権委員会が速やかに設置され活動を開始することで合意に達した。

フォローアップ・グループ

15) 政治勢力は、ECOWAS、アフリカ連合、国連部隊からの3代表から成るフォローアップ・グループを準備することで合意に達した。フォローアップ・グループは、アクラⅢ合意の履行状況に関して、ECOWAS 現議長、アフリカ連合委員会委員長、国連事務総長に15日ごとに報告を行う。

謝辞

16) 政治勢力は、ECOWAS 現議長ジョン・アギエクム・クフォー大統領、国連事務総長、この会合に参加したすべての国家元首ならびに高官の方々に対して、コートディヴォワールにおける平和の模索におけるそのたゆみない努力と、政治勢力を本合意に至らしめたその賢明な提言と意見について、深甚なる謝意を表明した。

17) すべての参加者は、ガーナ共和国大統領ジョン・アギエクム・クフォー閣下、ガーナ政府ならびにガーナ国民に対して、開放的な相互の協調の雰囲気満ちた交渉に貢献した歓待と寛大なホスピタリティについて、深甚なる謝意を表明した。

資料8 プレトリア I 合意 (2005年4月6日 プレトリア会談)

1) アフリカ連合調停者である南アフリカ共和国大統領ターボ・ムベキ閣下の招請により、コートディヴォワールの政治的リーダーの会合が、2005年4月3日から6日まで開催された。本会合への参加者は次の通りである。コートディヴォワール共和国大統領ロラン・バボ閣下、国民和解政府を代表してセイドゥ・エリマン・ジャラ首相、コートディヴォワール民主党(PDCI)を代

表してアンリ・コナン・ベディエ元大統領、共和連合（RDR）を代表してアラサン・ドラマン・ワタラ元首相、新勢力幹事長ギョーム・ソロ国務大臣。ターボ・ムベキ大統領が会合の議長を務めた。

2) リーダーたちはコートディヴォワールの現今の情勢を整理し、リナ・マルクーシ合意、アクラⅡならびにⅢ合意の履行に関して直面している問題について決定を行った。リーダーたちは以下を再確認した。

- ・リナ・マルクーシ合意、アクラⅡならびにⅢ合意に立ち返ること
- ・アフリカ連合調停者が作成したロードマップへ立ち返ること
- ・コートディヴォワールに関する国連諸決議へ立ち返ること
- ・コートディヴォワールの主権、独立、一体性、統一の尊重へ立ち返ること
- ・2005年10月の大統領選挙と、さらにこれに続く国民議会選挙を実施することが必要だとの意志
- ・持続的平和を速やかに確立できるような好適な政治的環境を創造するとの共通かつ誠実な意志
- ・コートディヴォワール、西アフリカ、アフリカ全体の人々の利益に照らしてコートディヴォワール危機の解決が持つ重要性

戦争の終結に関する共同宣言

3) プレトリア合意に署名した政治勢力は、本合意によって、あらゆる敵対の即時かつ完全な停止と国土全体における戦争の終結を宣言する。これにしたがい政治勢力は、対立の解決手段として武力を行使することを、ここにはっきりと放棄する。同時に、政治勢力は、戦争がコートディヴォワール人民に苦痛と筆舌しがたい悲惨をもたらしたことを確認した。戦争はまたコートディヴォワール経済の悪化と西アフリカ地域への悪影響をもたらした。コートディヴォワールのリーダーたちは、本合意によって、平和と開発というコートディヴォワール人民の聖なる権利を再確認する。

調停者は、2004年11月4日から6日にかけてと2005年2月28日にお

る休戦違反、ならびに 2004 年 11 月 6 日から 9 日にかけての暴力をまったく承認せず、強く非難することをここに繰り返す。調停者は、すべての政治勢力とコートディヴォワール人民全体に対して、暴力的事件と戦争を回避するためにも取り組むよう呼びかける。

民兵の武装解除と解体

4) 本合意の署名勢力は、国土全体における民兵の武装解除と解体に即時取り組むことで合意した。

a) 国民和解政府の首相は、民兵の武装解除・解体の取り組みの任に当たり、行動計画を策定し、実施する。

b) 国家元首・国軍最高司令官・国防最高委員会委員長である共和国大統領ロラン・バボ閣下は、これにしたがい、民兵の武装解除と解体という首相の任務の補佐にあたる国防・治安部隊を選任する。

首相の指揮下に置かれる国防・治安部隊は、中立の部隊によって支援される。

武装解除・動員解除・再統合（DDR）

5) 武装解除・動員解除・再統合全国計画（PNDDR）の実現を保障するために、コートディヴォワール国軍（FANCI）と新勢力軍（FAFN）の両参謀総長が会談を行うことで合意がなされた。

調停者が指名した専門家グループが、両参謀総長に合流する。両参謀総長は同時に、共和国の一体性と倫理という価値に献身するひとつの軍隊を再建し、リナ・マルクーシ合意第 3 段落 f 項に謳われた国防・治安部隊の再構築に取り組むための特別な提案を策定する権限を委任される。この提案は、国民和解政府に提出される。

本合意への署名勢力によって表明された懸念に応えるために、国防・治安部隊と FAFN は 2005 年 4 月 14 日以後にブアケで会見することで合意した。この重要な会見は、首相の臨席のもとに行われるものとされ、これによって、

FANCI と FAFN の接触の再開、DDR プロセスの再開、新勢力の責任下にある地域の治安が開始されることになる。

6) 本合意への署名勢力は、北部における新勢力の収容作戦 (cantonnement) の開始以降、以下の時限的・暫定的諸措置によって、財産と人間の安全保障が保障される必要があることで合意した。

a) FAFN の 600 人の構成員が、憲兵隊ならびに警察について国家が定める現行基準に照らして採用され、訓練を受ける。これらの構成員は、ONUCI の警察部門によって速成訓練を受ける。

b) これらの構成員は、ONUCI 部隊下に配備される。

c) 国土全体で国家行政が再確立された後、ここでの対象者は、国家警察・国家憲兵隊への統合を目指して、警察学校ならびに憲兵隊学校で訓練を受けることになる。

新勢力からの政府メンバーの安全

7) 本合意への署名勢力は、新勢力から参加している国民和解政府のメンバーの安全に関して、調停者が提案した計画を受け入れた。この結果、新勢力は、国民和解政府への再合流を受け入れた。

首相への権限委任

8) 国民和解政府首相が、任務遂行に必要な執行権限を必要としていることが全員一致で確認された。

リナ・マルクーシ合意に則った任務を完遂する上で、首相への権限委任のみで十分だということが全会一致で確認された。これを受けて、共和国大統領は首相の権威を再確認する。

独立選挙管理委員会

9) 本合意への署名勢力は、現存の独立選挙管理委員会 (CEI) の構成、組織、機能に関して修正が必要であることで合意した。

a) CEI 中央委員会の構成と機能

- ・リナ・マルクーシ合意署名各勢力から 2 名が代表者として指名される。
新勢力からは 6 名とする。
- ・議事に参加できるのは、リナ・マルクーシ合意署名勢力からの代表と、共和国大統領からの代理人、国民議会議長からの代理人のみとする。
- ・各勢力が CEI への代表を選定できるよう、議会に新しい改正案が提示される。

b) 中央委員会事務局の構成と機能

- ・中央委員会事務局のメンバーは、中央委員会によって選出される。
- ・中央委員会事務局は 12 名で構成され、内訳は以下の通りとする。
 - －リナ・マルクーシ合意署名各勢力から 1 名ずつ、合計 10 名
 - －共和国大統領の代理人 1 名
 - －国民議会議長の代理人 1 名

c) 中央委員会メンバーの任期

- ・中央委員会メンバーの任期は、総選挙の終了までとする。

選挙の実施

10) 本合意への署名勢力は、選挙に関わる問題点と微妙さを認識している。

自由、公正、透明な選挙の実施を保障するために、政治勢力は、独立選挙管理委員会の作業への国連の参加が要請されていることを認める。これにしたがい政治勢力は、コートディヴォワール人民の名において総選挙実施への参加を国連に請願する権限を、調停者ターボ・ムベキ閣下に授権した。

政治勢力は、憲法委員会に関しても、国連に対して同様の請願がなされることを求める。

以上の請願された介入任務が、任務遂行に必要な委任と権限を伴うものとなるよう、国連は保障しなければならない。

国営ラジオ・テレビ局 (RTI) の運営委員会の構成

11) RTI は、国家の統一と国民の和解を促進するために活用されるべき重要な機関である。

そのため、RTI の放送は速やかに全土をカバーしなければならない。RTI に、2004 年 12 月 24 日以前に享受していた地位を再び認めることも決定された。

2004 年 12 月 24 日付け政令 2004-678 号と 2005 年 1 月 4 日付け政令 2005-01 号は即時取り消される。

また、ギョーム・ソロ国務大臣は、首相と協議の上、RTI 経営委員会のメンバーの指名に関する政令案を共和国大統領に提出する。

国民議会への再付議

12) 本合意への署名勢力は、リナ・マルクーシ合意に由来する法の制定を求める調停者の決意をここに確認する。政治勢力は、国民議会での採択に付議するために関係大臣に法案作成を指示する権限を首相に付与する。

本合意への署名勢力は、遅くとも 2005 年 4 月末まで採択すべきとされている改正案を、すべての国民議会議員が支持するよう期待する。

政党助成

13) 本合意への署名勢力は、かねて支配的だった政治的文脈を考慮し、議会に議員を出していない政党に対しても、政党助成の原則を拡大することで合意した。

共和国大統領の被選挙権

14) 本会合参加者は、憲法第 35 条の改正について議論を行った。調停者は、コートディヴォワールのリーダーたちから意見を聴取した後、この問題に関して、アフリカ連合議長オルセグン・オバサンジョ大統領閣下と国連事務総長コフィ・アナン閣下との協議を行った後に、考えを示すことを約束した。この協議後の決定は、コートディヴォワールのリーダーたちに伝えられる。調停者は、この問題の解決のために努力する。

協議継続に関する申し合わせ

15) 署名勢力は、コートディヴォワールの平和という利害のために、コートディヴォワールの政治的リーダー間の歩み寄りについて合意した。この行動は、プレトリア会談後も継続されるべきである。政治勢力は、コートディヴォワールにおける危機の深刻さと慢性化を考慮し、選挙後も国民和解のプロセスを継続する必要があることで合意する。

合意の解釈

16) 本合意の署名勢力は、本合意の全体ないし部分について解釈の相違が生じたときは、調停者の判断に委ねることで合意する。

謝辞

17) プレトリア合意に署名したコートディヴォワールの政治勢力は、コートディヴォワール危機の解決にむけて個人的に献身した南アフリカ共和国大統領・アフリカ連合調停者ターボ・ムベキに対し、また、コートディヴォワールの平和の強化と国民和解プロセスの追求を目指す同国の政治的リーダーたちの歩み寄りに貢献した南アフリカの政府と人民の歓待とホスピタリティに対し、深甚なる謝意を表明する。

18) 調停者は、コートディヴォワール危機の早期解決に向けた同国リーダーたちの取り組みについて、誠実に評価するものである。

ロラン・バボ閣下 コートディヴォワール共和国大統領

PDCI を代表して アンリ・コナン・ベディエ

RDR を代表して アラサン・ドラマン・ワタラ

新勢力を代表して ギョーム・ソロ

セイドゥ・エリマン・ジャラ閣下 国民和解政府首相

ターボ・ムベキ閣下 南アフリカ共和国大統領・アフリカ連合調停者

於プレトリア 2005年4月6日

資料9 プレトリアⅡ合意 (2005年6月29日 プレトリア会談)

調停者の招請により、プレトリア合意への署名勢力が2005年6月28、29日にプレトリアで会談し、2005年4月6日に到達した合意の実施に関して検討した。

会合への出席者は、コートディヴォワール共和国大統領ロラン・バゴ大統領、国民和解政府を代表してセイドゥ・ジャラ首相、PDCI を代表してアンリ・コナン・ベディエ元大統領、RDR を代表してアラサン・ドラマン・ワタラ元首相、新勢力書記長ギョーム・ソロ國務大臣であった。会合の議長はターボ・ムベキ大統領が務めた。

会合は、最近発生したデュエクエでの虐殺を受け、これへの反対から開催された。先の会合で確認した生命・平和・発展というコートディヴォワール人民の聖なる権利に則り、リーダーたちは虐殺行為を非難し、これが和平プロセスの進展にとって脅威になることを強調した。これにしたがい、リーダーたちは同様の事件が繰り返されぬよう一致して行動することを誓約した。

コートディヴォワールのリーダーたちは、選挙の実施がコートディヴォワールを平常に復帰させるプロセスの核心であることを強調した。これにしたがい、リーダーたちは2005年10月に大統領選挙を実施するため、すべての障害を速やかに取り除くことが重要であると確認した。

リーダーたちは、4月6日のプレトリア合意を十分に支持し、その実施に関して一定の進展があったことを確認した。とはいえ、いまだ実施されていない要素も存在している。合意の実施に関して詳細な検討を行ったのち、リーダーたちは以下について合意した。

1) 戦争終結の共同宣言

2005年4月6日にプレトリアにおいて戦争終結を宣言する声明が出された。政治勢力は、敵対終了のメッセージを強化するさらなる措置を検討することで合意した。

2) 民兵の武装解除と解体

民兵の武装解除と解体に向けて政府が行った予備作業について首相が報告した。会合は、この民兵の武装解除・解体がまだ開始されていないことを確認した。この観点に立ち、このプロセスが速やかに開始され、2005年8月20日までに終了されるべきことが合意された。

首相・調停者・ONUCIから成る3頭体制が、作業終了までの期間を短縮することも考慮にいれながら、このプロセスの促進のために必要な追加的支援について評価を行うことも合意された。

3) 武装解除・動員解除・再統合(DDR)

この問題が未解決なままでは選挙の実施は不可能との認識に立ち、会合はDDRプロセスにまったく進展がないことに深い懸念を表明した。

会合は、DDRプロセスを構成する両軍の参謀総長が共通の認識を持っていることを確認した。彼らは、軍隊同士の対話を再開し、前線から重火器を撤去した。

彼らは、国防・治安部隊の再編と再構築に向けた武装解除・動員解除・再統合全国計画とスケジュールを最終的に確定した。

会合は、DDRプロセスをさらに前進させるよう彼らに促した。この目的に添って、FANCIとFAFNの両参謀総長が、2005年7月7日木曜日に、CNDDRと会談し、DDRスケジュールの承認を確定することになった。

会合は、政府が北部におけるDDR拠点の機能回復に着手しているとの報告を受けた。CNDDRの議長は、3週間後には北部の3拠点での兵士受け入れ準備ができると会合に報告した。南部の拠点は準備が完了している。

これにしたがい、会合では、2005年7月から兵士の受け入れを開始すべきことが合意され、第8項で後述する国籍とアイデンティティに関する諸法の改訂に関する決定とのリンケージも確認された。この間、他の拠点の機能向上・回復などの既に合意済みのDDRプログラムも継続される。

4) 新勢力管理下地域での安全保障

会合は、新勢力の構成員600人を訓練する取り組みについて確認し、プロセスを加速するよう関係各局に要請した。新勢力兵士の再統合後に、通常の警察活動に当たる新勢力メンバーを訓練する人員への訓練が終了している。訓練対象者の600人を特定する作業が進行中である。ONUCIと調停者は、さらなる警察支援へのニーズを検討中である。

5) 新勢力からの政府メンバーと大統領選挙立候補者の安全

調停者は、新勢力閣僚の安全に責任を持つ要員の訓練を完了した。これら訓練された身辺警護者は配属のためコートディヴォワール入りした。新勢力閣僚に対する必要な安全対策が整備中であり、彼らが政府における任務を果せるようになる見込みである。新勢力書記長は、政府での活動再開の準備ができていることを明らかにした。

2005年7月7日の両参謀総長の会見において、新勢力全閣僚の安全確保計画が最終的に確定される見込みである。

ONUCIと調停者は、ギョーム・ソロ国務大臣と、大統領選挙立候補者であるアンリ・コナン・ベディエ、アラサン・ワタラの警護計画ならびに安全対策を策定することを最優先で考えている。彼らは選挙に向けた必要な安全対策、とりわけ投票所へのアクセスについて、検討を行うことになる。

6) 独立選挙管理委員会と選挙の実施

独立選挙管理委員会法は2005年7月15日に採択され、それ以後即時、もしくは遅くとも2005年7月31日までは活動可能になる見込みである。リ

リーダーたちは、独立選挙管理委員会が選挙プロセスを担当する唯一の機関であることと、国立統計研究所が選挙に関する報告を独立選挙管理委員会に報告することを確認した。リーダーたちは、国連安全保障理事会が果たした積極的な役割を認め、国連が求めに応じて迅速に対応したことを評価した。

国連事務総長は、選挙プロセスを監督するハイレベル代表を速やかに指名することを求められている。

7) 国営ラジオ・テレビ局 (RTI)

バボ大統領が RTI の地位と運営を再確立する政令を発するとしてプレトリアでの合意は実行された。政府は RTI のインフラを国土全体に拡大する作業を進めている。

リーダーたちは、すべての政治勢力に国営メディアへの公平なアクセスを認め、番組の質を向上させるよう、RTI の運営責任者たちに対して請願する。

8) 法の改訂

会合は、プレトリア合意で合意されたとおりに法が採択されていないことに懸念を表明する。

政治勢力は、国民議会のコートディヴォワール人民の代表たちに対して、合意の実施を促進することで和平プロセスに貢献するようアピールを発した。

これに鑑み、国民議会は、2005 年 7 月 15 日までに、調停者が提案した 7 つの法へのすべての改訂を採択すべきである。調停者は、命令・政令はもとより例外的な措置に関する決定を行う権限を持っていないため、必要であれば大統領が、改訂の採択を保障するための措置をとるべきである。

ここで該当する法とは、独立選挙管理委員会、政党助成、国籍、身分証明、人権委員会、印刷メディア、視聴覚コミュニケーションに関するものである。

政党助成に関する法律は、少なくとも地方政府レベルで議員を有している政党に対しては、国民議会に議席を有していなくとも資金助成を行うとの内容に改訂される予定である。この資金助成は、2005 年 7 月 15 日に開始され

る。

9) 共和国大統領への被選挙権

政治勢力は、憲法第 35 条の改訂の問題が和平プロセスの進展にとって最大の問題であったと考える。政治勢力は、2005 年 4 月 26 日の共和国大統領声明が、選挙実施に向けた環境の情勢にとって決定的なマイルストーンになったことを確認した。政治勢力は、この実現に向けて取り組む。

憲法第 48 条の措置を使用することが必要かどうかについては、別途調停者と他の署名者の間で協議される。

10) 調停者の役割

政治勢力は、これまでに調停者が、2005 年 10 月 30 日の選挙実施に向けた障害の除去に真正の関心を寄せ、これまで果たしてきた重要な貢献を再確認し、合意の実施に向けてさらに大きな役割を果たすよう呼びかけるものである。

11) 制裁

政治勢力は、プレトリア合意の実施に向けた献身をさらに明らかに示すために、プレトリア合意の実施を履行せず、和平プロセスを妨害する勢力に対して、アフリカ連合が適切な制裁を行うことに同意する。

同様に、政治勢力は、このような不履行があった場合、2004 年 11 月 15 日の国連決議 1572 もしくはその他の安全保障理事会決議に謳われた国連の制裁を発動するよう調停者が勧告することに同意する。

ロラン・バボ閣下 コートディヴォワール共和国大統領

PDCI を代表して アンリ・コナン・ベディエ

RDR を代表して アラサン・ドラマン・ワタラ

新勢力を代表して ギョーム・ソロ

セイドゥ・エリマン・ジャラ閣下 国民和解政府首相

ターボ・ムベキ閣下 南アフリカ共和国大統領・アフリカ連合調停者

於プレトリア 2005年6月29日